

届出対象規模・行為

景観計画区域（景観形成重点区域を含む古河市全域）において建築物や工作物の建築・色彩の変更、開発行為、土地の形質変更などの一定の行為を行う場合は、景観法に基づく届出が必要です。また、届出行為については、景観計画で定める景観形成基準への適合が求められることとなります。

建築物の建築等 （建築・増改築・塗替え等） 9m 超え 重点地区・路線は全ての建物が対象 延床面積 500㎡超え	工作物の建設等 15m 超え 5m 超え 建築確認が必要な工作物 鉄塔 擁壁	開発行為 開発区域面積 1,000㎡超え
土地の形質の変更 （開墾・土石採取・鉱物掘採） ・土地面積 1,500㎡以上 ・のり面、擁壁の高さ2m以上、長さ10m以上、面積300㎡以上	木竹の伐採 （開発行為等に伴うもの） ※重点地区・路線のみ 面積 1,000㎡以上	物件の堆積 （土石・廃棄物・再生資源） ※重点地区・路線のみ 高さ3m以上 面積 1,000㎡以上

景観形成基準

景観形成基準は、建築物の規模やデザイン、広告物の掲出方法などについて詳細な基準を設けており、助言指導を行う場合の判断基準となるものです。

古河市景観計画では、景観計画区域（全市域）、景観形成重点地区（公共施設地区・一般住宅地区）、景観重点路線の4つの種類に分けて、上記の届出対象行為が守るべき事項として景観形成基準を定めています。

景観形成基準の構成

【市全域】

- ・周辺景観や隣接する建物との調和に配慮し、できる限り高さを抑えること。

【景観形成重点地区（公共施設地区）】

- ・歴史・文化地区としての落ち着いた街なみの景観を確保するため、できる限り高さを抑えること。

【景観形成重点地区（一般住宅地区）】

- ・歴史・文化地区としての落ち着いた街なみの景観を確保するため、原則として10m以下とすること。

【景観形成重点路線】

- ・周囲にある樹林地や田園等への眺望を妨げないよう、高さはできる限り低く抑えること。

共通基準

位置配置等
形態意匠
色彩
材料

敷地利用
工作物

開発行為
土地の形質の変更
木竹の伐採又は植栽
物件の堆積

記載例

市全域

重点地区

重点路線

■推奨色とマンセル値の見方

↑ 高い
↓ 低い

← 低い 彩度 → 高い

ここでは例として、色相5Rの推奨色を載せています。同じ色相でも、市全域・重点地区・重点路線では、推奨色に違いがあります。

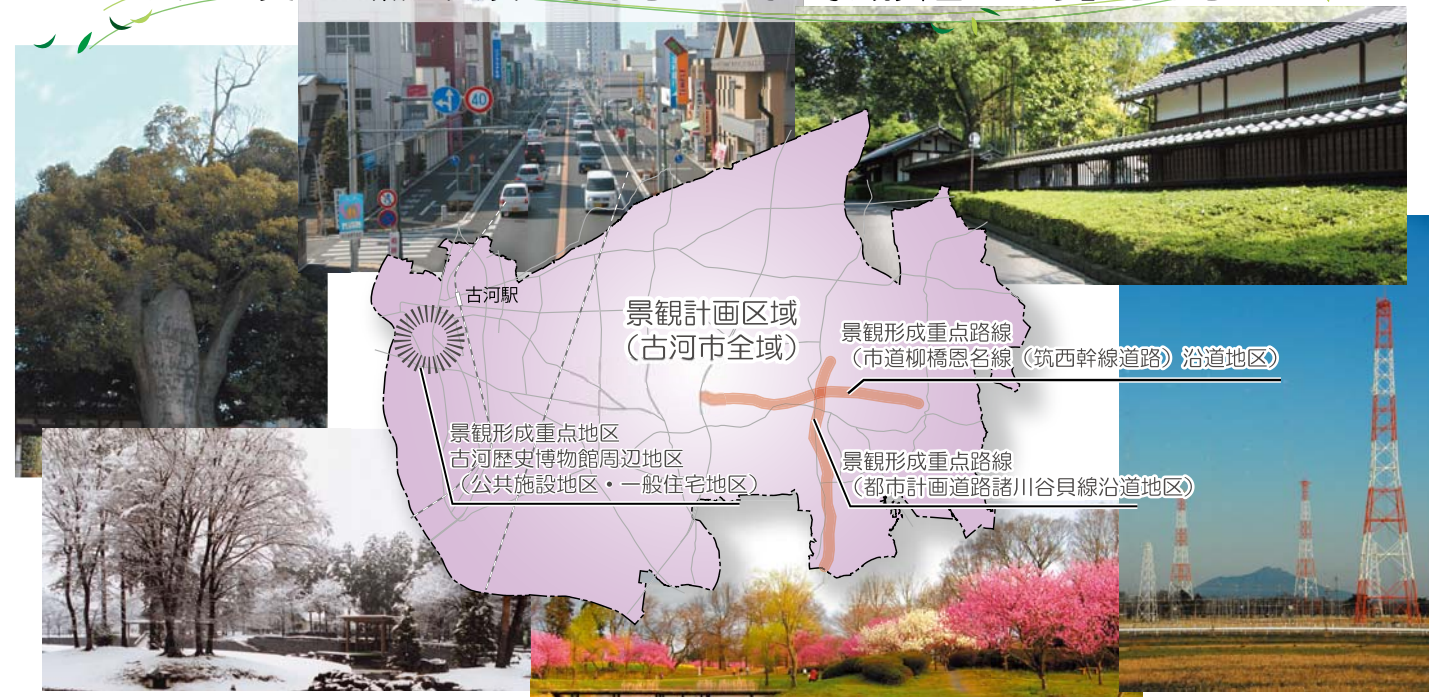
■避けた方がよい色彩

- 推奨色彩範囲（市街化区域）
- 推奨色彩範囲（市街化調整区域）

【マンセル値】
色相 明度/彩度
5R 6/2
「5アール、6の2」と読みます。

古河市景観計画 概要版

「人・歴史・自然の共演 ふるさと古河の景観舞台づくり」をめざして



【景観計画とは】

景観法に規定される良好な景観の形成のための計画です。良好な景観の形成を図る区域を景観計画区域として定め、その区域における景観形成の方針、届出行為、景観形成基準等を定めたものです。

景観計画の対象区域（景観計画区域）

景観計画が対象とする区域は古河市全域です。また、特に良好な景観の形成を図る区域として景観形成重点地区、景観形成重点路線を指定しています。

- | | | |
|-----------------------|--|--|
| 【景観計画区域】 古河市全域 | 【景観形成重点地区】 <ul style="list-style-type: none"> ① 古河歴史博物館周辺地区（公共施設地区） ② 古河歴史博物館周辺地区（一般住宅地区） | 【景観形成重点路線】 <ul style="list-style-type: none"> ① 市道柳橋恩名線（筑西幹線道路）沿道地区（道路端から10m） ② 都市計画道路諸川谷貝線沿道地区（道路端から10m） |
|-----------------------|--|--|

市全域の良好な景観の形成に関する方針

市全域の景観づくりを進めるため、景観計画では、次のようなテーマと方針を掲げています。

【テーマ】 『人・歴史・自然の共演 ふるさと古河の景観舞台づくり』

- | | |
|---|---|
| ① 「ふるさと古河」の原風景の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ■ 眺望景観の保全 ■ 水辺の景観、緑の景観の保全・活用 | ② 古河らしい「風格」と「魅力」ある景観の保全・創出 <ul style="list-style-type: none"> ■ 歴史・文化景観の保全・創出 ■ 都市景観の魅力と質の向上 ■ 骨格的な景観拠点・軸における象徴的景観形成 |
| ③ 地区の個性を生かした景観形成 <ul style="list-style-type: none"> ■ 景域で捉える景観形成 ■ 地区に根ざした景観形成 ■ 地区の特性に応じた景観誘導 | ④ 「協働」で取り組む景観づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 身近な景観づくりへの取り組み ■ 古河らしい景観形成への寄与 ■ 総合的かつ具体的取り組み |

■古河市景観計画の詳細に関しましては、市ホームページをご覧ください。

発行：古河市建設部都市計画課

〒306-0198 茨城県古河市仁連 2065（三和庁舎） TEL 0280-76-1511（代表）／FAX 0280-77-1511
 市ホームページ <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>

地区別の良好な景観の形成に関する方針

古河市景観条例に基づき、「景観づくりの指針」における10地区の景観特性及び景観方針を地区別の景観の形成に関する方針として定めます。

景観計画区域として10地区の区分はなされていませんが、建築等の行為を行う場所に応じて、地域別の良好な景観の形成に関する方針に則した景観形成を目指します。

古河駅東十間通り地区

景観づくりのテーマ 古河駅東口、十間通りの象徴的な景観づくりとともに、地区の大切な景観を地区で守り育む。



- 方針1** 古河駅東口及び十間通りの象徴的な景観を創る
- 方針2** 地区の特性に応じた適切な市街地景観を創る
- 方針3** 地域に根ざした固有の景観資源を守り生かす

古河旧城下町地区

景観づくりのテーマ 今と昔が調和しながら、ゆったりと豊かに暮らす、風格と魅力あるまくらがの里「古河」の景観を守り創造する。



- 方針1** まくらがの古河の歴史・文化、眺望を守り、創る
- 方針2** 地域に密着した活動を通じたにぎわい再生に寄与する景観を創る
- 方針3** 調和と魅力ある都市景観を創る

古河総合公園・中田宿地区

景観づくりのテーマ 古河らしい郷愁を誘うふるさとの景観を代々守りながら、歴史と近代が共存する新たな景観を創造する。



- 方針1** 古河総合公園や大堤地区等原風景となる景観拠点を守り生かす
- 方針2** 渡良瀬川や日光街道などの景観軸を、その特性に応じ整える
- 方針3** 生活の場としての良好な市街地景観を守り創る

旧大山・釈迦沼地区

景観づくりのテーマ 水と闘い、ともに生き、つくり上げた豊かな田園景観を将来にわたり守るとともに、旧鎌倉街道筋を大切に地区に根ざした景観を育む。



- 方針1** 旧鎌倉街道筋の趣のある景観を守り創る
- 方針2** 沼地跡に広がる農環境・田園景観を守る
- 方針3** 遺跡など古来の生活の面影を残す

宮戸川北部地区

景観づくりのテーマ 宮戸川周辺の田園景観や、旧鎌倉街道、神社仏閣、古墳群等、歴史・文化の記憶を、地区の景観づくりに生かす。



- 方針1** 宮戸川沿いの田園や緑が一体となった眺望景観を守る
- 方針2** 旧鎌倉街道筋等の趣ある景観を守り創る
- 方針3** 古代よりの生活の場であった台地の記憶を守り育む



ネーブルパーク・北利根工業団地地区

景観づくりのテーマ 「こうや」（台地上）にあるまとまりのある平地林を大切に、都市と自然の調和ある景観づくりを進める。



- 方針1** 自然景観と都市景観を馴染ませる
- 方針2** 貴重な自然・憩いの場としての平地林や公園緑地を守り育む
- 方針3** 神社仏閣や遺跡等地区の記憶を留める歴史・文化資源を守る

諸川市街地地区

景観づくりのテーマ 日光東街道の趣や昔ながらの素朴な風景を大切にしながら、三和地区の中心として、自然景観と共存する歴史を繋げる。



- 方針1** 諸川地区の趣ある景観を地区の宝物として守り生かす
- 方針2** 自然と調和する暮らしの景観を創る
- 方針3** 神社仏閣、公共施設等ポイントとなる景観資源を生かして育てる

東西仁連川地区

景観づくりのテーマ 原風景となる田園景観や、それと一体となった八俣送信所の眺望景観を個性として、新旧が調和する風情ある景観をみんなで守り育み発信する。



- 方針1** 西仁連川、飯沼川、東仁連川が織りなす田園景観や、それらと一体となった八俣送信所の独特の眺望景観を地区の個性ある景観資源として守り生かす
- 方針2** 貴重な資源として里山の緑を守り育むとともに、地区の資源を大切にする
- 方針3** 農地や樹林地等の自然環境と集落地及び新たに創出される都市景観などが調和する、良好な景観を創る

日光東街道南部地区

景観づくりのテーマ 日光東街道や神社仏閣、田園風景等の地区の景観資源を大切に、自然と調和する美しくのどかな景観を守り育む。



- 方針1** 日光東街道や田園風景、生活の軸となる道路などを景観づくりに生かす
- 方針2** 地域に残る伝統行事や地名など、地区の歴史・文化を継承する
- 方針3** 自然と調和した景観を育みながら暮らしやすい環境を整える

宮戸川南部地区

景観づくりのテーマ 宮戸川河川空間の一体的な景観を守るとともに、歴史・文化資源を生かす。



- 方針1** 田園や平地林の緑、山々への眺望が一体となった宮戸川の開放的な河川空間を守る
- 方針2** 地区に根付いた歴史・文化、自然景観を一体的に守る